

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つつじ会（以下【法人】という。）の役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 法人の理事及び評議員・監事についての費用弁償は次のとおりとする。

日当 4,000円 交通費 実費

理事年間報酬は、20,000円とする

評議員・監事年間報酬は、20,000円とする

(職務内容)

第3条 役員は、以下の職務を遂行することにより役員報酬を受け取るものとする。

(1) 法人の会計、人事等全ての決済業務

(2) 法人運営の施設の巡回

(3) 理事会・評議員会の参加、その他

(職務の確認)

第4条 役員は、法人の職務を行う都度、所定の勤務表に定められた事項を記載し、勤務実態がわかるように記録しておくものとする。

(支給日)

第5条 役員の年間報酬は、各就任開始月15日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）に支給する。

費用弁償については、その都度支給する。

附則

この規程は、平成23年12月5日より施行する。